



祝成人! 20歳輝く明日へ!

平成19年度 成人式



▲鮮やかな晴れ姿で式典に出席する新成人の皆さん。今後のご活躍が期待されます。

1月13日、中央公民館で平成19年度の成人式が開催され、会場は晴れ着や真新しいスーツに身を包んだ若者たちの笑顔でいっぱいになりました。本年度新たに成人を迎えたのは、昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた445名の皆さん。式典では、風間市長をはじめとする来賓の方々が新成人の代表者に記念品を贈りました。式典後のアトラクションでは、今年も和太鼓グループ「幻創」が力強い演奏を披露。20歳の門出を祝ったほか、「大人として社会に貢献したい」という新成人自らの意志として募金が行われ、集まったお金は社会福祉活動に役立ててほしいと、NPO法人白石うぐいす会に贈られました。



▲お礼のことばを述べる実行委員長の佐藤真紀さん(左)と副実行委員長の村形慎太郎さん(右)



▲今年は、和太鼓グループ「幻創」の演奏に新成人の皆さんが参加



▲式典では、新成人たちに記念品としてオリジナル図書カードが贈られました。



▲司会進行を務めた実行委員の鈴木史人さん(左)と渡邊かおりさん(右)



▲集まったお金をNPO法人白石うぐいす会の榎山施設長に手渡す佐藤実行委員長



▲成人式の企画運営に携わった実行委員の皆さん



70歳以上の市民の皆さまへ 薬師の湯をご利用の際は 「ほっと♫きゃっするパス」 を忘れずに!

本市では、70歳以上の方に「ほっと♫きゃっするパス」を交付し、薬師の湯ひまわりセンター(福岡蔵本)での日帰り入浴や、市民バスを無料でご利用いただいています。これまで、薬師の湯にバスを持参するのを忘れた方は、住所や氏名を記入して無料で利用できませんでしたが、バス提示による助成制度の徹底を図るため、4月1日から「バスを持参した方のみ助成する」とし、持参されない方は料金(4000円)を支払っていただくことになりましたのでご注意ください。利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、バスを紛失した方には、実費で再交付しています(市庁舎1階の市民課や、総合福祉センター内の長寿課では1000円で即日交付、薬師の湯では2000円で郵送交付。印鑑をご持参ください)。
◎長寿課高齢福祉係
☎22-13361

●社会福祉法人白石ひまわりからのお知らせ
薬師の湯ひまわりセンターの
利用料金を改定します
薬師の湯では、国などの指導に基づき、事業に必要な最低限度の経費を基準として利用料金を設定しています。
しかし、昨今の燃料費や食料料費の高騰などに伴い、やむを得ず4月1日から宿泊料金を3000円から千円の幅で値上げし、年齢区分も変更するなど、料金体系を改定することとしましたのでお知らせします。また、併せて混雑解消のため、日帰り入浴を昼夜2部制に改めることとしました。
詳しくは、今月号の広報紙と一緒に配布しましたチラシをご覧ください。今後皆さまの健康増進・保養の拠点としてサービスの向上に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

●変更後の入浴時間
昼の部…10時30分～16時
夜の部…18時～20時
※大広間使用時間は10時(個室は10時30分)～14時30分。それ以降は入浴のみとなります。
◎社会福祉法人白石ひまわり
薬師の湯ひまわりセンター
☎48-4126・48-1126

4月から後期高齢者 医療制度がスタート します

- 運営主体 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1026
- 制度についてのお問い合わせ先 健康推進課老人保健係 ☎22-1362
- 保険料についてのお問い合わせ先 税務課国民健康保険税係 ☎22-1313

現在の老人保健制度は、平成20年4月から新しい「後期高齢者医療制度」に変わります。これに伴い、75歳以上の方や、一定の障害のある65歳以上の方は、現在加入中の国民健康保険や社会保険などから脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入することになります。

●対象者(被保険者)について
75歳以上の方および一定の障害がある65歳から74歳の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

●年額保険料
なお、所得額によっては軽減制度があるほか、社会保険などの被扶養者の方には、後期高齢者医療保険料の経過措置(減額)があります。これらに該当する方には、減額後の保険料で通知します。で、申請手続きは必要ありません。

区分	計算方法
①所得割(応能割)	(前年中の総所得金額等-33万円)×7.14%
②均等割(応益割)	被保険者1人当たり年額38,760円
賦課限度額	50万円

※県内均一の保険料となります。

す。年額保険料は、左表の「①所得割」と「②均等割」の合計額となります。ただし、限度額は50万円となります。また、平成20・21年度の2年単位で財政運営を行うため、2年間同じ保険料率になります。被保険者の方には、制度が始まる4月以降、保険料額の通知書を税務課から発送する予定です。

●老人保健制度で障害認定を受けている方へ
65歳から74歳の方で一定の障害があり、現在、老人保健制度の受給者となっている方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を負担していただくこととなります。

ただし、後期高齢者医療制度には加入せず、現在ご加入の国民健康保険や、社会保険などに引き続き加入することもできます。該当者の方には、2月中に申請書を郵送しますので、新制度への加入を希望しない方のみ、3月31日まで(必着)健康センター1階の健康推進課で手続きを行ってください。それ以外の方は、自動的に加入手続きが行われます。

●被保険者証の送付について
後期高齢者医療制度独自の被保険者証が、被保険者一人につき1枚交付されます。3月中旬に、健康推進課から郵送または直接お渡しします。今まで使用していた国民健康保険や社会保険などの被保険者証は使えなくなります。国民健康保険加入者の方は健康推進課、社会保険など、それ以外の保険に加入している方は各保険者にそれぞれ返還してください。

●医療機関窓口での自己負担額
老人保健制度と同様、医療費の1割(現役なみ所得の方は3割)を患者本人が負担します。

●保険料額について
県全体で必要となる医療給付費を賄えるよう、その1割を被保険者全員で負担することになります。

●保険料の納付方法について
保険料の納付方法は、原則として年金からの天引きとなります。ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方などにつ